

米原市広報まいばら広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、米原市広報まいばら（以下「広報まいばら」という。）の広告掲載の申請手続および掲載決定に関する取扱いについて、米原市広告掲載要綱（平成18年告示第119号。以下「要綱」という。）および米原市広告掲載ガイドラインに定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

(広告の規格および掲載位置等)

第2条 広告の規格および掲載位置等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 広告の寸法は、1枠につき縦45ミリメートル、横87ミリメートルとする。
- (2) 広告の掲載は、毎月号の広報紙面下段とし、それぞれの掲載位置は、申込書を受理した順序に従って決定するものとする。
- (3) 広告の枠数は、1号当たり4枠を基準とし、紙面の状況によって最大8枠まで調整するものとする。

(掲載料金)

第3条 広報の広告の掲載料金は、1掲載号1枠当たり15,000円とする。

(広告の募集方法)

第4条 要綱第5条に掲げる広告の募集方法は、広報まいばらおよび米原市公式ウェブサイトにより、随時行うものとする。

(広告の申込み)

第5条 申請者は、米原市広報まいばら広告掲載申込書（様式第1号。以下「広告掲載申込書」という。）に掲載しようとする広告案を添えて、希望する掲載号の発行日の1か月前までに市長に申し込むものとする。

- 2 広告の申込みは、1人の申請者に対し1掲載号に1枠、または縦に2枠とする。
- 3 広告の申込みは、複数月にわたって申請することができる。

(掲載決定等)

第6条 市長は、申請者から広告掲載申込書を受け付けたときは、速やかに広告案の内容を審査し、掲載の可否を決定の上、米原市広報まいばら広告掲載許可(不許可・変更)決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

2 申請者の数が募集する掲載枠の数を超えたときは、要綱第6条第1項1号の規定により、掲載広告を決定する。

(広告の版下および提出)

第7条 広告の版下は、市が指定する方法により作成し、市が指定する期日までに提出するものとする。

(広告掲載の取下げ)

第8条 広告主は、広告掲載を取り下げようとするときは、取下げを希望する広報まいばらの発行日の2週間前までに、米原市広報まいばら広告掲載取下げ申出書(様式第3号)により市長に申し出なければならない。

2 市長は、前項の規定により広告掲載の取下げの申出を受け、これを承認したときは、様式第2号により広告主へ通知するものとする。

付 則

この要領は、平成23年3月18日から施行する。

付 則

この要領は、令和元年5月27日から施行する。

付 則

この要領は、令和元年8月27日から施行する。

付 則

この要領は、令和元年12月24日から施行する。

付 則

この要領は、令和5年1月13日から施行する。